

令和7年2月議会 議案説明資料

	ページ
1. 補正予算案	
(1) 総括	… 1
(2) 一般会計	
議案第1号 令和6年度福岡市一般会計補正予算案(第5号)	… 3
(3) 介護保険事業特別会計	
議案第3号 令和6年度福岡市介護保険事業特別会計補正予算案(第2号)	… 13
2. 条例案	
議案第16号 福岡市立老人いこいの家条例の一部を改正する条例案	… 23
議案第17号 福岡市介護保険条例等の一部を改正する条例案	… 24

1. 補正予算案

(1) 総 括 (福祉局所管分)

会 計	補正前の額		歳出補正額	補正額の
	歳 入	歳 出		特定財源
一 般 会 計	127,549,724	192,862,417	5,338,897	4,028,807
介 護 保 険 事 業 計 特 別 会 計	125,458,889	125,458,889	419,246	467,686
合 計	253,008,613	318,321,306	5,758,143	4,496,493

(単位: 千円)

財源内訳	補正後歳出額	補正後の財源内訳	
一般財源		特定財源	一般財源
1,310,090	198,201,314	131,578,531	66,622,783
△ 48,440	125,878,135	76,745,726	49,132,409
1,261,650	324,079,449	208,324,257	115,755,192

(2) 一般会計

議案第1号 令和6年度福岡市一般会計補正予算案（第5号）

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P22 ↳ P23	4 保健福祉費	1 社会福祉費	1 社 会 福 祉 総 務 費	28,190,530	50,000 [関連歳入 (22) 寄附金 50,000 社会福祉費寄附金]	28,240,530
P24 ↳ P25		3 高齢福祉費	1 高 齢 福 祉 総 務 費	9,160,373	859,811 [関連歳入 (19) 国庫支出金 859,811 物価高騰対応 重点支援 地方創生 臨時交付金]	10,020,184
			3 介護保険費	20,163,307	94,308	20,257,615

(単位:千円)

説 明			
地域での支え合い活動支援経費の追加			
寄附金受入れによる追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
積立金	11,780	50,000	61,780
その他の経費（本補正外）	103,632	—	103,632
計	115,412	50,000	165,412
その他の経費の追加			
介護施設等物価高騰対策支援金（高齢）に伴う追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	2,569,433	11,938	2,581,371
負担金、補助及び交付金 [社会福祉施設運営費等補助金]	—	847,873	847,873
その他の経費（本補正外）	134,989	—	134,989
計	2,704,422	859,811	3,564,233
介護保険事業特別会計への繰出金の追加			
介護給付費負担金の追加及び地域支援事業費負担金の減額			

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P24 ゝ P27		4 障が 福祉 費	1 障がい保健 福祉費	53,113,189	4,097,094	57,210,283
					〔関連歳入〕 (19) 国庫支出金 568,886 障がい福祉費 負担金 (20) 県支出金 284,443 障がい福祉費 負担金 〔関連歳入〕 (19) 国庫支出金 145,803 障がい福祉費 負担金 (20) 県支出金 72,901 障がい福祉費 負担金 〔関連歳入〕 (19) 国庫支出金 1,120,793 障がい福祉費 負担金 (20) 県支出金 560,396 障がい福祉費 負担金 〔関連歳入〕 (19) 国庫支出金 29,565 障がい福祉費 負担金 (20) 県支出金 14,782 障がい福祉費 負担金	

説 明			
1. 自立支援給付の追加		3,730,095	
ア. 障がい福祉サービス（在宅）			
執行見込みによる短期入所、ホームヘルプサービス事業の追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	10,954,389	1,137,772	12,092,161
計	10,954,389	1,137,772	12,092,161
イ. 障がい福祉サービス（グループホーム等）			
執行見込みによる障がい者グループホーム訓練等給付費等の追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	5,585,661	291,606	5,877,267
その他の経費（本補正外）	357,715	—	357,715
計	5,943,376	291,606	6,234,982
ウ. 障がい福祉サービス（施設）			
執行見込みによる障がい者施設介護給付費等の追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	24,038,305	2,241,586	26,279,891
その他の経費（本補正外）	203,426	—	203,426
計	24,241,731	2,241,586	26,483,317
エ. 補装具			
執行見込みによる追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	297,079	59,131	356,210
その他の経費（本補正外）	268	—	268
計	297,347	59,131	356,478

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P24 と P27			1 障がい保健 福祉費		「関連歳入」 (19) 国庫支出金 27,749 障がい福祉費 補助金 (20) 県支出金 13,874 障がい福祉費 補助金 「関連歳入」 (19) 国庫支出金 62,184 障がい福祉費 補助金 (20) 県支出金 31,092 障がい福祉費 補助金 「関連歳入」 (19) 国庫支出金 10,234 障がい福祉費 負担金 「関連歳入」 (19) 国庫支出金 173,485 物価高騰対応 重点支援 地方創生 臨時交付金	

説 明			
2. 地域生活支援事業の追加			179,868
ア. 日常生活用具			
執行見込みによる追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	306,347	55,500	361,847
その他の経費（本補正外）	44	—	44
計	306,391	55,500	361,891
イ. 移動支援			
執行見込みによる追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	510,013	124,368	634,381
計	510,013	124,368	634,381
3. 在宅障がい児・者援護費の追加			13,646
福祉手当			
執行見込みによる特別障がい者手当等の追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	893,474	13,646	907,120
その他の経費（本補正外）	5,951	—	5,951
計	899,425	13,646	913,071
4. その他の経費の追加			173,485
介護施設等物価高騰対策支援金（障がい）に伴う追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	—	5,970	5,970
負担金、補助及び交付金 [社会福祉施設運営費等補助金]	—	167,515	167,515
その他の経費（本補正外）	261,379	—	261,379
計	261,379	173,485	434,864

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P28 ↳ P29		5 生活保護費	1 生 活 保 護 費 総 務 費	3,402,111	2,742	3,404,853
			2 保 護 費	78,808,680	234,942 [関連歳入] (19) 国庫支出金 2,809 物価高騰対応 重点支援 地方創生 臨時交付金	79,043,622
その他(本補正外)				24,227	—	24,227
歳 出 合 計				192,862,417	5,338,897	198,201,314

説 明			
その他の経費の追加			
過年度国庫支出金の精算による事務費の追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
償還金、利子及び割引料	—	2,742	2,742
その他の経費（本補正外）	6,959	—	6,959
計	6,959	2,742	9,701
その他の経費の追加			
保護施設等物価高騰対策支援金に伴う追加及び過年度国庫支出金の精算による一般事務費の追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
負担金、補助及び交付金 [社会福祉施設運営費等補助金]	—	2,809	2,809
償還金、利子及び割引料	—	232,133	232,133
その他の経費（本補正外）	278,898	—	278,898
計	278,898	234,942	513,840

一般会計

(繰越明許費の補正)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	事業名
P110 と P111	4 保健福祉費	3 高齢福祉費	1 高齢福祉 総務費	老人福祉センター事業費
				老人いこいの家事業費
				介護施設等整備費
				介護施設等物価高騰 対策支援金（高齢）
P112 と P113		4 障がい 福祉費	1 障がい保健 福祉費	市立障がい者施設改善費
				介護施設等物価高騰 対策支援金（障がい）
		5 生活保護費	2 保護費	保護施設等物価高騰対策支援金

(単位:千円)

関係予算額	繰越額		説明
	補正前	補正後	
301,488	—	58,596	工期の都合により、年度内に完了しないため。
131,602	—	9,910	工期の都合により、年度内に完了しないため。
1,587,526	—	153,742	国庫補助の内示及び工期の都合により、年度内に完了しないため。
859,811	—	859,811	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため。
541,523	254,035	319,695	工期の都合により、年度内に完了しないため。
173,485	—	173,485	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため。
2,809	—	2,809	事業実施期間の都合により、年度内に完了しないため。

(3) 介護保険事業特別会計

議案第3号 令和6年度福岡市介護保険事業特別会計補正予算案（第2号）

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P54	3 国庫支出金	1 国庫負担金	1 介護給付費 負担金	20,849,578	218,267	21,067,845
		2 国庫補助金	1 調整交付金	4,324,174	41,470	4,365,644
			2 地域支援 事業交 付金	1,536,029	△ 79,713	1,456,316
	4 支払基金 交付金	1 支払基金 交付金	1 介護給付費 交付金	30,721,425	294,661	31,016,086
			2 地域支援 事業交 付金	1,471,962	△ 101,323	1,370,639
P54 と P55	5 県支出金	1 県負担金	1 介護給付費 負担金	16,129,915	136,417	16,266,332
P55		2 県補助金	1 地域支援 事業交 付金	798,759	△ 42,093	756,666

(単位:千円)

説 明
介護保険法に基づく負担金の追加
介護保険法に基づく交付金の追加
介護保険法に基づく交付金の減額
介護保険法に基づく交付金の追加
介護保険法に基づく交付金の減額
介護保険法に基づく負担金の追加
介護保険法に基づく交付金の減額

(歳入)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P55	7 繰入金	1 一般会計 繰入金	1 一般会計 繰入金	20,163,307	94,308	20,257,615
	8 繰越金	1 繰越金	1 繰越金	1,060,000	△ 142,748	917,252
その他(本補正外)				28,403,740	—	28,403,740
歳入合計				125,458,889	419,246	125,878,135

説 明
一般会計からの繰入金の追加
前年度繰越金の減額

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P56 と P57	2 保険給付費	1 介護サービス等 諸 費	1 介護サービス等 給 付 費	113,783,058	1,091,339	114,874,397
					関連歳入 (3) 国庫支出金 230,019 介護給付費 負担金 193,294 調整交付金 36,725 (4) 支払基金交付金 260,948 介護給付費 交付金 (5) 県支出金 120,809 介護給付費 負担金	
					関連歳入 (3) 国庫支出金 29,718 介護給付費 負担金 24,973 調整交付金 4,745 (4) 支払基金交付金 33,713 介護給付費 交付金 (5) 県支出金 15,608 介護給付費 負担金	

(単位:千円)

説 明			
1. 居宅介護サービス等費の追加			966,473
執行見込みによる居宅介護サービス費の追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	50,640,805	966,473	51,607,278
計	50,640,805	966,473	51,607,278
2. 高額サービス等費の追加			124,866
執行見込みによる高額介護サービス費の追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
負担金、補助及び交付金 [保険給付費負担金]	3,056,936	124,866	3,181,802
計	3,056,936	124,866	3,181,802

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P56 ↳ P59	3 地 域 支 援 事 業 費	1 地 域 支 援 事 業 費	1 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費	5,134,369	△ 375,269 [関連歳入 (3) 国庫支出金 △ 89,314 地域支援事業 交 付 金 (4) 支払基金交付金 △ 101,323 地域支援事業 支 援 交 付 金 (5) 県支出金 △ 46,908 地域支援事業 交 付 金]	4,759,100
P58 ↳ P59			2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	830,269	24,938 [関連歳入 (3) 国庫支出金 9,601 地域支援事業 交 付 金 (5) 県支出金 4,815 地域支援事業 交 付 金]	855,207
	4 基 金 積 立 金	1 基 金 積 立 金	1 介 護 給 付 費 準 備 基 金 積 立 金	356,440	66,614	423,054

説 明			
介護予防・生活支援サービス事業費の減額			
執行見込みによる減額			
区 分	補正前の額	補正額	計
委託料	10,452	△ 899	9,553
負担金、補助及び交付金 [第一号事業支給費負担金]	4,630,580	△ 374,370	4,256,210
計	4,641,032	△ 375,269	4,265,763
任意事業費の追加			
執行見込みによる成年後見制度利用支援事業（高齢者）の追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
扶助費	300,441	24,938	325,379
その他の経費（本補正外）	323,860	—	323,860
計	624,301	24,938	649,239
介護給付費準備基金積立金の追加			
執行見込みによる追加			
区 分	補正前の額	補正額	計
積立金	356,440	66,614	423,054
計	356,440	66,614	423,054

(歳出)

予算案 説明書 の掲載 ページ	款	項	目	補正前の額	補正額	計
P58 ↳ P59	5 諸 支 出 金	1 償還金及び 還付加算金	2 償 還 金	1,060,000	△ 388,376	671,624
その他(本補正外)				4,294,753	—	4,294,753
歳 出 合 計				125,458,889	419,246	125,878,135

(単位:千円)

説 明

償還金の減額

執行見込みによる減額

区 分	補正前の額	補正額	計
償還金、利子及び割引料	1,060,000	△ 388,376	671,624
計	1,060,000	△ 388,376	671,624

2. 条例案

議案第 16 号

福岡市立老人いきいの家条例の一部を改正する条例案

1 改正理由

高齢者福祉の増進を図るため、照葉はばたき老人いきいの家を新設することに伴い、福岡市立老人いきいの家条例の一部を改正するもの。

2 改正内容

福岡市立老人いきいの家条例（昭和 51 年福岡市条例第 48 号）の別表に次のように加える。

福岡市立照葉はばたき老人いきいの家	福岡市東区香椎照葉六丁目
-------------------	--------------

3 施行期日

規則で定める日

4 福岡市立老人いきいの家条例新旧対照表

※下線部が改正部分

旧		新	
別表		別表	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
福岡市立西都北老人 いきいの家	福岡市西区北原二丁 目	福岡市立西都北老人 いきいの家	福岡市西区北原二丁 目
		<u>福岡市立照葉はばた き老人いきいの家</u>	<u>福岡市東区香椎照葉 六丁目</u>

【参考】福岡市立照葉はばたき老人いきいの家 位置図



議案第 17 号

福岡市介護保険条例等の一部を改正する条例案

1 改正理由

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準を緩和する等の必要があるもの。

2 改正内容

(1) 地域包括支援センターにおける職員配置の柔軟化

ア 職員の員数について、第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算方法によることを可能とするもの。

イ 地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認める場合は、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、3 職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準じる者を含む。)) を各区域の実情に応じて配置することを可能とするもの。

(2) 規定の整備

条例で引用している介護保険法施行規則の条項を整備するもの。

3 施行期日

公布日施行

4 福岡市介護保険条例新旧対照表（第 1 条関係）

※下線部分が改正部分

旧	新
第 1 条～第 8 条 （略）	第 1 条～第 8 条 （略）
第 8 条の 2 法第 115 条の 46 第 5 項に規定する条例で定める基準は、次のとおりとする。 (1) （略） (2) 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号） <u>第 140 条の 66 第 1 号ロ (2) に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。</u> _____）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。 (3) 一の地域包括支援センターが担当する区域に置くべき専らその職務に従事する常	第 8 条の 2 法第 115 条の 46 第 5 項に規定する条例で定める基準は、次のとおりとする。 (1) （略） (2) 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号） <u>第 140 条の 66 第 1 号イ</u> に規定する <u>地域包括支援センター運営協議会をいい、以下この条において「協議会」という。</u> ）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。 (3) 一の地域包括支援センターが担当する区域に置くべき専らその職務に従事する常

勤の職員の員数_____ _____ _____ _____ _____ _____は、当該区域における第1号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに、次のとおりとする。ただし、当該区域における第1号被保険者の数がおおむね 6,000 人以上であって、市長が地域包括支援センターの運営上支障がないと認める場合は、規則で定める員数とする。 ア 保健師その他これに準じる者 1 イ 社会福祉士その他これに準じる者 1 ウ 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう。)その他これに準じる者 1 (新設) (以下略)	勤の職員の員数(協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、<u>常勤換算方法(介護保険法施行規則第140条の66第1号イに規定する常勤換算方法をいう。)</u>によることができる。以下この条において同じ。)は、当該区域における第1号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに、次のとおりとする。ただし、当該区域における第1号被保険者の数がおおむね 6,000 人以上であって、市長が地域包括支援センターの運営上支障がないと認める場合は、規則で定める員数とする。 ア 保健師その他これに準じる者 1 イ 社会福祉士その他これに準じる者 1 ウ 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了した者をいう。)その他これに準じる者 1 (4) <u>前号の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同号アからウまでに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同号本文の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同号アからウまでに掲げる者のうちから2人とする。</u> (以下略)
--	--

5 福岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例新旧対照表
(第2条関係)

※下線部分が改正部分

旧	新
第1条～第8条 (略)	第1条～第8条 (略)
第9条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の業務の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。	第9条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の業務の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。	(1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の議を経なければならないこと。
(2)～(4) (略)	(2)～(4) (略)
(以下略)	(以下略)

参考資料

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令

※下線部分が改正部分

第1条 介護保険法施行規則の一部改正

改正前	改正後
第140条の66 法第115条の46第6項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一 法第115条の46第5項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準 イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数 _____	第140条の66 法第115条の46第6項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。 一 法第115条の46第5項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイからハまでに掲げる基準 イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（<u>地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第22条第3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第1号被保険者若しくは第2号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。以下同じ。）が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除</u>

_____は、原則として次のとおりとすること。 (1) ～ (3) (略) (新設) ロ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、することができる。 (1) (略) (2) 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村又は地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会(指定居宅サービス事業者等(法第22条第	することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。ロにおいて同じ。)は、原則として次のとおりとすること。 (1) ～ (3) (略) ロ イの規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとにイの(1)から(3)までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれイの基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、イの(1)から(3)までに掲げる者のうちから2人とする。 ハ イの規定にかかわらず、次の(1)から(3)までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところにより、することができる。 (1) (略) (2) 市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第2条第2項に規定する合併市町村又は地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会_____
---	---

<u>3項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。)</u>又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第１号被保険者若しくは第２号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、<u>地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。</u>以下同じ。)において認められた場合 (３)　(略) 二　(略)	_____にお いて認められた場合 (３)　(略) 二　(略)
---	--

第2条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正

改正前	改正後
第 12 条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号ロ（2）に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 二～四（略）	第 12 条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。 一 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則第 140 条の 66 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。 二～四（略）

